

このてびきを利用される方へ

- (1) このてびきは、大阪府内の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者
・難病等の障がい者の方から相談を受ける相談員・窓口職員を対象として
作成しています。
- (2) 法律では、身体障がい者について、18歳以上を「身体障がい者」、18歳
未満を「身体障がい児」、知的障がい者について、18歳以上を「知的障が
い者」、18歳未満を「知的障がい児」として区分しています。
しかし、このてびきでは、基本的にこのような区分をせず、各項目の
対象者について、下記のとおり記載しています。

記載	対象者
身体障がい者	すべての身体障がい者と身体障がい児を対象にしている場合
身体障がい児	18歳未満の身体障がい児だけを対象にしている場合
18歳（あるいは15歳）以上の身体障がい者	18歳（あるいは15歳）以上の身体障がい者だけを対象にしている場合
知的障がい者	すべての知的障がい者と知的障がい児を対象にしている場合
知的障がい児	18歳未満の知的障がい児だけを対象にしている場合
18歳（あるいは15歳）以上の知的障がい者	18歳（あるいは15歳）以上の知的障がい者だけを対象にしている場合
難病等による障がい者	障害者総合支援法※第4条第1項の政令で定める疾患有 する障がい者と障がい児を対象にしている場合

- ※ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
。以下、障害者総合支援法と表記する。
※ なお、各項目において、対象者がすぐにわかるよう、下記のマーク
を使用しています。

身 : 身体障がい者に関する情報の項目

知 : 知的障がい者に関する情報の項目

精 : 精神障がい者に関する情報の項目

難 : 難病等による障がい者に関する情報の項目



- (3) 掲載内容について時点の記載がない場合は令和6年4月時点の情報で
す。情報を更新する場合は、大阪府福祉部障がい福祉室のホームページ
の「福祉のてびき」に掲載します。(上記二次元コードからもアクセスできます。)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/0090050/keikakusuishin/jiritushien/index.html>